

奈良県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
長澤内科外科医院	大和高田市東三倉堂町八番一 二 号	令和四年一月三十 一 日
ファミリー薬局薬師堂	北葛城郡王寺町明神四丁目一 二 二	令和四年一月三十 一 日
西川歯科医院	天理市二階堂上ノ庄町九五の五 二	令和四年一月三十 一 日
クオール薬局大和高田店	大和高田市東三倉堂町八一三	令和四年一月三十 一 日
社会医療法人高清会天理透析 クリニック	天理市杉本町二八七番地一	令和四年一月三十 一 日
キリン堂薬局大淀店	吉野郡大淀町大字新野六八一 一	令和四年二月五 日